

## 1. 経緯と考え方

去る平成21年4月8日、全国知事会から当省に対し、平成20年度分の直轄事業負担金に係る明細資料を5月中に提供して欲しい旨の依頼がありました。

その後、当省では、同会から提供依頼のあった事項に係る内訳内容をご提示できるように、各都道府県にご提供する資料内容等について、全国知事会とご相談しつつ検討してきましたが、本日、各都道府県にご提供する資料のとりまとめに至りました。

今回、各都道府県にご提供した資料は、全国知事会から、平成20年度の実績を対象に、国庫補助事業と同程度の情報開示を行うこととのご意見があったを踏まえ、同会から提供依頼のあった事項のうち、

- ・ 国庫補助事業で完了実績の報告と同じ事項（補助並みの事項）についてご提供するとともに、
- ・ これ以外の事項についても、各都道府県からの個別の要請に応じ、誠意を持って対応することとしています。

## 2. 各都道府県に提供した具体的な事項

### (1) 工事費関係

- ① 従来の箇所別の事業費及び事業内容に加え、工事費等の目細別（工事費、測量及試験費、用地費及補償費など最大12区分）の内訳金額を明示。
- ② 平成20年度に実施した事業の具体的数量（例. 橋脚〇基、用地買収〇㎡）を明示。
- ③ 直轄事業負担金の算定に当たって控除すべき収入等（例. 入園料収入）がある場合には、収入の内容や金額などを箇所別に明示。

### (2) 業務取扱費

- ① 従来の事業種別ごとの人件費・事務費の金額に加え、人件費の細別（職員基本給、職員諸手当など10区分）の内訳金額、事務費の細別（庁費、工事雑費、営繕宿舍費など11区分）の内訳金額を、組織別に詳細に明示。

- ② 人件費の対象とした職員の職階別(例.係員、係長)の人数を組織ごとに明示。
- ③ 50万円以上の備品の取得実績(備品名、仕様、取得金額)を組織ごとに明示。
- ④ 営繕宿舍費について、当該年度分だけでなく、全体の総事業費や工期を明示。

### (3) 経費を配分・按分する際の考え方

- ① 地方整備局本局、地方整備局の技術事務所などの経費のように、各事務所が直轄事業を実施する上で必要となる共通経費を各事務所に配分する際の考え方を明示。
- ② 当該事務所が所管する事業が複数の都道府県にまたがる場合に、経費を各都道府県に割り振る際の考え方を明示。

## 3. 今後

今回は、平成20年度分の直轄事業の実績見込みについて、各都道府県に内訳等の内容をお示ししましたが、去る4月30日に平成21年度分の直轄事業負担金の予定額通知等を発出した際、更なる内訳等の内容の充実を検討することとしていました。

その検討に当たっても、国庫補助事業と同程度の情報開示を行うこと、との全国知事会のご意見を踏まえ、国土交通省が国庫補助事業の交付申請を受ける際の手続を参考にご提供する方針で作業を進めていきます。

そして、国土交通省としては、直轄事業負担金の内訳等の内容に関する各都道府県からのご要望に対し、誠心誠意お応えすることにより、直轄事業負担金について各都道府県のご理解をいただけるよう、最大限の努力をしてまいります。